特定個人情報保護評価（全項目評価書）（再評価案）（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務）について、パブリックコメントを実施します。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」では、特定個人情報ファイルを新規に保有する時以外に重要な変更を行う場合は、特定個人情報保護評価を実施することになっております。

既にワクチン接種記録システムの利用にあたる特定個人情報保護評価書の作成は済んでおりますが、接種証明書のコンビニ交付開始に伴い、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、再評価を実施いたします。

特定個人情報保護評価書は、大きく６章で構成されており、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える恐れのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものです。

１章の基本情報では、使用するシステムや特定個人情報ファイル名などを記載しています。

使用するシステムの主なものに、保健衛生システム、ワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）があります。特定個人情報ファイル名の主なものは、予防接種情報ファイルがあります。

２章の特定個人情報ファイルの概要では、主な記載項目や使用目的などを記載しています。

主な記載項目では、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所などの個人情報を記載しています。対象者の接種履歴等を適切に管理することを主な目的として使用しています。

３章の特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策では、１章と２章の事実を踏まえどのようなリスク対策があるかを記載しています。

例えば、特定個人情報を使用する場合においては、システムを利用するために個別ＩＤ、パスワードの認証を行うなどの対策を講じています。

４章のその他のリスク対策では、自己点検や従業員に対する教育などを記載しています。

主な対策としては、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているか定期的な確認を行うこと、職員に対して個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施していることを記載しています。

５章では、開示請求、問合せ先を、６章では評価実施手続きについて記載しております。